

定例監査の結果（令和2年12月15日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成30年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 | ページ |
|---|------------------|-----------|-----------|-------|-----|
| 1 | 会計管理部 | 令和2年7月28日 | 令和2年7月8日 | 実地 | 4 |
| 2 | 危機管理監 | 令和2年7月28日 | 令和2年7月13日 | 実地 | 5 |
| 3 | 総務局 | 令和2年8月12日 | 令和2年7月29日 | 実地 | 6 |
| 4 | 地域政策局 | 令和2年7月16日 | 令和2年7月2日 | 実地 | 8 |
| 5 | 選挙管理委員会事務局 | 令和2年7月16日 | 令和2年7月2日 | 実地 | 9 |
| 6 | 商工労働局 | 令和2年7月29日 | 令和2年7月9日 | 実地 | 10 |
| 7 | 農林水産局 | 令和2年8月4日 | 令和2年7月21日 | 実地 | 12 |
| 8 | 広島海区漁業調整委員会事務局 | 令和2年8月4日 | 令和2年7月21日 | 実地 | 13 |
| 9 | 広島県内水面漁場管理委員会事務局 | 令和2年8月4日 | 令和2年7月21日 | 実地 | 14 |

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 | ページ |
|----|-------------------------|------------|-----------------------|-------|-----|
| 10 | 土木建築局 | 令和2年7月22日 | 令和2年7月3日 | 実地 | 15 |
| 11 | 収用委員会 | 令和2年7月22日 | 令和2年7月3日 | 実地 | 18 |
| 12 | 企業局 | 令和2年7月20日 | 令和2年7月2日 | 実地 | 19 |
| 13 | 病院事業局 | 令和2年7月20日 | 令和2年7月2日 | 実地 | 20 |
| 14 | 議会事務局 | 令和2年8月6日 | 令和2年7月7日 | 実地 | 21 |
| 15 | 警察本部 | 令和2年7月21日 | 令和2年7月1日 令和2年10月8日 | 実地 | 22 |
| 16 | 監査委員事務局 | 令和2年11月30日 | 令和2年7月14日 | 書面 | 23 |
| 17 | 人事委員会事務局 | 令和2年11月30日 | 令和2年7月14日 | 書面 | 24 |
| 18 | 労働委員会事務局 | 令和2年11月30日 | 令和2年7月14日 | 書面 | 25 |
| 19 | 消防学校 | 令和2年7月2日 | 令和2年6月18日 | 実地 | 26 |
| 20 | 県立文書館 | 令和2年8月12日 | 令和2年7月29日 | 実地 | 27 |
| 21 | 県立総合技術研究所 | 令和2年8月12日 | 令和2年7月29日 | 実地 | 28 |
| 22 | 県立総合技術研究所食品 工業技術センター | 令和2年9月8日 | 令和2年8月25日 | 実地 | 29 |
| 23 | 東部こども家庭センター | 令和2年7月1日 | 令和2年6月17日 | 実地 | 30 |
| 24 | 県立広島学園 | 令和2年9月1日 | 令和2年8月18日 | 実地 | 31 |
| 25 | 県立総合精神保健福祉セ ンター | 令和2年9月9日 | 令和2年8月27日 | 実地 | 32 |
| 26 | 県立身体障害者更生相談 所 | 令和2年9月9日 | 令和2年8月26日 | 実地 | 33 |
| 27 | 県立埋蔵文化財センター | 令和2年8月5日 | 令和2年7月22日 | 実地 | 34 |
| 28 | 県立広島皆実高等学校 | 令和2年11月30日 | 令和2年9月8日 | 書面 | 35 |
| 29 | 県立三次高等学校 | 令和2年8月19日 | 令和2年8月19日 | 実地 | 37 |
| 30 | 県立三次中学校 | 令和2年8月19日 | 令和2年8月19日 | 実地 | 38 |
| 31 | 県立安芸高等学校 | 令和2年11月30日 | 令和2年9月9日 | 書面 | 39 |
| 32 | 県立広島井口高等学校 | 令和2年11月30日 | 令和2年9月3日 | 書面 | 40 |

| | 機関名 | 監査実施日 | 職員調査日 | 監査の方法 | ページ |
|----|-------------|------------|-----------|-------|-----|
| 33 | 県立大崎海星高等学校 | 令和2年11月30日 | 令和2年9月10日 | 書面 | 41 |
| 34 | 県立広島高等学校 | 令和2年8月21日 | 令和2年8月21日 | 実地 | 43 |
| 35 | 県立広島中学校 | 令和2年8月21日 | 令和2年8月21日 | 実地 | 44 |
| 36 | 県立広島南特別支援学校 | 令和2年11月30日 | 令和2年9月2日 | 書面 | 45 |
| 37 | 県立広島西特別支援学校 | 令和2年11月30日 | 令和2年6月24日 | 書面 | 46 |
| 38 | 警察学校 | 令和2年7月21日 | 令和2年7月1日 | 実地 | 47 |
| 39 | 尾道警察署 | 令和2年6月11日 | 令和2年6月11日 | 実地 | 48 |

4 委員の除斥

議会事務局の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、議員から選出された松岡委員及び金口委員を監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 会計管理部

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 現金・物品の出納及び保管に関する事務
会計・物品事務の指導，監督及び企画調整に関する事務
支出命令等の審査，会計検査に関する事務
決算の調製に関する事務
契約事務の企画立案及び指導に関する事務(建設工事に係るものを除く)
総務事務の集中処理に関する事務

- イ 組織体制 3 課

| | |
|-----|-------------------|
| 課 名 | 会計総務課，審査指導課，総務事務課 |
|-----|-------------------|

- ウ 職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 56 人

- エ 主な施策（令和2年度）

会計事務の品質向上
契約制度の活用促進
事務事業の改善

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において改善を求める事項等があった。

【改善を求める事項】

回数券等の払戻しに係る事務処理について

バス回数券の払戻しに係る事務処理について，事前に文書による決裁を行わず払戻しを受けていた事案が見受けられた。

回数券等の払戻しに係る事務処理については，広島県物品管理規則等に明確な規定が定められていないことから，事前に決裁等により意思決定を行った上で払戻しを行うよう，処理方法を見直す必要がある。(総務事務課)

【検討要請事項】

使用予定のない郵便切手類の有効活用について

50 度数テレホンカード 42 枚が長期間使用されないまま保管されている事例が他局においてあった。

こうした使用予定のない郵便切手類については，全庁的に保有状況を把握し，他機関への所管換え等を含めた活用策について検討していただきたい。(総務事務課)

2 危機管理監

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務
消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務

イ 組織体制 3課

| 課名 | |
|----|-------------------------|
| | 危機管理課, みんなで減災推進課, 消防保安課 |

ウ 職員数 (令和2年4月1日現在)

常勤職員及び再任用職員の合計 52人

エ 主な施策 (令和2年度)

県民の避難行動等の促進
自主防災組織の活性化
県・市町の災害対処能力の向上
保安体制の充実

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

3 総務局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事務
職員の進退及び身分に関する事務
議会及び県の行政一般に関する事務
県の予算，税その他の財務に関する事務
統計に関する事務
条例の立案その他他局の主管に属しない事務

- イ 組織体制 10 課 3 チーム 1 担当

| | |
|-----|--|
| 課 名 | 総務課，審理担当，秘書課，人事課，業務プロセス改革課，デジタルトランスフォーメーション推進チーム，福利課，財政課，財産管理課，税務課，経営企画チーム，ブランド・コミュニケーション戦略チーム，統計課，研究開発課 |
|-----|--|

- ウ 職員数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 283 人

- エ 主な施策（令和 2 年度）

県政の基本的事項の企画及び総合的推進
産業活動を支える基盤の強化
地域協働の仕組みづくり
地方創生の推進
新しい行政運営体制の確立

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

貸付財産の賃貸契約について

次の貸付財産における賃貸契約において、消費税及び地方消費税の引上げに伴う貸付料の変更を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。（総務課）

| | |
|-----|--|
| 財 産 | 広島県庁舎外来駐車場用地 4,070.0 m ² |
| 契約名 | 広島県庁舎外来駐車場運営等に係る土地(駐車場用地)一時賃貸契約 |
| 根 拠 | 社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成 24 年法律第 68 号)附則 15 |

【検討要請事項】

ア RPA 導入効果の検証について

業務の RPA 化については、平成 30 年度及び令和元年度で 10 の業務で導入しているところであるが、今後、RPA 化を推進していくに当たっては、導入の効果が目に見えるよう、

R P A 導入の費用対効果を数値化し、検証しながら導入を進めることを検討していただきたい。(業務プロセス改革課)

(R P A : Robotic Process Automation : ロボットによる業務効率化)

イ 公有財産の適正管理について

分社化により新会社に承継された電柱の使用許可について、元会社による財産返還及び新会社に対する新規の使用許可をするよう手続の統一化が図られたが、使用料の徴収手続については徹底されなかった。そのため、使用料の納入期限が所属によって相違することとなったが、こうした事務手続の不徹底は、相手方に混乱を生じさせかねないものであり、統一的な取扱いに努めていただきたい。(財産管理課)

ウ 事務処理の簡略化・効率化について

事務の軽減やリスク回避という観点から、庁舎貸付時の電気代を定額制にした方がメリットがあると考えられるものについては、定額制を取り入れるなど、費用対効果を踏まえながら柔軟に対応するよう、引き続き検討していただきたい。(財産管理課)

4 地域政策局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 都市活性化，中山間地域対策その他の地域振興の推進及び総合調整に関する事項

市町その他公共団体の自治の振興に関する事項

スポーツに関する事項（学校における体育に関することを除く。）

イ 組織体制

7課1チーム

| | |
|----|---|
| 課名 | 地域政策総務課，地域力創造課，都市圏魅力づくり推進課，中山間地域振興課，市町行財政課，スポーツ推進課，国際課，平和推進プロジェクト・チーム |
|----|---|

ウ 職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員の合計 120人

エ 主な施策（令和元年度）

地域振興施策の企画調整，国土調査

交流・定住促進対策，鉄道・バス・離島航路等の交通対策

都市活性化施策の企画調整

中山間地域振興施策の推進

市町行財政運営助言，地方交付税，起債，市町に対する総合的支援，市町への権限移譲の総合調整

スポーツの推進

国際交流・平和貢献の推進，多文化共生社会づくり，留学生受入促進

「国際平和拠点ひろしま構想」の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

管理委任物品に係る事務処理について

次の管理委任物品について，指定管理者と締結した物品の管理に関する覚書を変更していなかった。適正な事務処理に努められたい。（国際課）

| | | |
|-----|--------------------|----|
| 物 品 | 電子レンジ | 1台 |
| | 電気洗濯機 | 1台 |
| 根 拠 | 広島県物品管理規則第17条の2第1項 | |

5 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 公職選挙法・政治資金規正法・政党助成法に関すること

(イ) 職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員数 4人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

6 商工労働局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 商業、工業及び観光に関する事務
物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
労働に関する事務
- イ 組織体制 9課2チーム

| | |
|----|---|
| 課名 | 商工労働総務課，雇用労働政策課， 働き方改革推進・働く女性応援課，職業能力開発課， イノベーション推進チーム，産業人材課， 医工連携推進プロジェクト・チーム，経営革新課， 県内投資促進課，海外ビジネス課，観光課 |
|----|---|

- ウ 職員数（令和2年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 184人

- エ 主な施策（令和元年度）
未来に挑戦する産業基盤の創生
女性の活躍促進
多様な人材の就業支援
働き方改革
第4次産業革命を好機とした生産性革命
中小企業・小規模企業の持続的な成長への支援
イノベーション・エコシステムの共通基盤の強化
多様な創業と新事業展開の促進
多様な投資誘致の促進
成長産業の育成・支援
観光地ひろしまの推進
瀬戸内 海の道構想の推進
「ひろしま」ブランド価値向上の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、知事ではなく、広島県イノベーション推進チーム担当課長名義で変更契約を締結していた。適正な事務処理に努められたい。（イノベーション推進チーム）

| | |
|-----|-----------------------------------|
| 業務名 | 「Innovation Potluck」動画撮影業務（令和元年度） |
| 根拠 | 広島県契約規則第3条 |

【改善を求める事項】

契約に係る事務処理について

次の委託契約については、設計金額内訳の大半が工事費であるなど建設工事の完成を目的として締結する契約とみなされることから、この場合の支出科目は「工事請負費」が適当と考えられ、建設業法に適合した請負契約形態とする必要がある。(イノベーション推進チーム)

| | |
|-----|--|
| 業務名 | ・ひろしま産学共同研究拠点材料MBRものづくり制御実験室空調整備業務(令和元年度) ・電力計器交換調整等業務(令和元年度) |
|-----|--|

【検討要請事項】

ア 類似業務に係る複数の契約について

次に掲げる委託業務は、同時期に平行して事務処理が行われており、業務内容、履行場所及び履行期間がほぼ同じであったり、契約の相手方が同一であることから、契約の一本化を検討するなど、より適切な契約方法を選択していただきたい。(イノベーション推進チーム)

| | |
|-----|--|
| 業務名 | ・ひろしま産学共同研究拠点設備等撤去及び処分業務(西棟)(令和元年度) ・ひろしま産学共同研究拠点設備等撤去及び処分業務(南棟)(令和元年度) ・ひろしま産学共同研究拠点内装撤去処分及び補修業務(令和元年度) |
| | ・ひろしまサンドボックス実証実験紹介パンフレット取材業務(令和元年度) ・AI/IoT実証プラットフォーム事業プロモーションに関するパンフレット作成業務(令和元年度) |
| | ・AI/IoT実証プラットフォーム事業“ひろしまサンドボックス”海外プロモーション戦略企画ロケーションハンティング業務(令和元年度) ・AI/IoT実証プラットフォーム事業“ひろしまサンドボックス”海外プロモーション戦略企画業務(令和元年度) |
| | ・「Innovation Potluck」動画撮影業務(令和元年度) ・「イノベーション・ハブ・ひろしま Camps」映像制作業務(令和元年度) |

イ 委託役務業務の随意契約について

委託役務業務の契約方法は、地方自治法により一般競争入札を原則とし、随意契約により契約相手を選定する場合は、地方自治法施行令に定める場合に該当するときに限り行うことができるものであることから、その適用については慎重に判断し、随意契約を行う理由及び業者選定について客観的かつ具体的な理由を明確にするとともに、公募型プロポーザルについても積極的に活用するなど、競争性、公平性の確保に努め、適正な契約事務を行うよう取り組んでいただきたい。(イノベーション推進チーム)

| | |
|-----|--------------------------------|
| 業務名 | ひろしまサンドボックス実証実験紹介動画作成業務(令和元年度) |
| 根拠 | 広島県契約規則第32条 |

ウ 事業の成果指標について

次に掲げる事業は、常設拠点(イノベーション・ハブ・ひろしま Camps)の利用者数及び事業化件数を成果指標としているが、事業目的の達成度合いをより適切に測ることができる成果指標を検討していただきたい。(イノベーション推進チーム)

| | |
|-----|----------------------|
| 業務名 | ひろしまオープン・イノベーション推進事業 |
|-----|----------------------|

7 農林水産局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 農業、林業及び水産業に関する事務
農林水産物資の流通に関する事務

イ 組織体制 12 課 1 担当

| | |
|-----|---|
| 課 名 | 農林水産総務課，団体検査課，販売・連携推進課，就農支援課，農業経営発展課，農業技術課，畜産課，水産課，林業課，森林保全課，農林整備管理課，農業基盤課，ため池・農地防災担当 |
|-----|---|

ウ 職員数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 263 人

エ 主な施策（令和元年度）

産業として自立できる農林水産業の確立
農林水産物の販売力の強化
県民の安全で安心できる食生活の実現
農林地の公益的機能の維持発揮
農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

ひろしまの森づくり事業について

ひろしまの森づくり事業については、ひろしまの森づくり県民税を財源とした基金により事業を実施しているが、森林環境譲与税による事業の開始を踏まえ、同事業を実施する市町と連携するなどして、ひろしまの森づくり県民税が有効に活用され、税金に見合った事業展開となるよう取組を進めていただきたい。（森林保全課）

8 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員数 4 人（専任職員なし，併任職員数 4 人）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

9 広島県内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 職員数 (令和2年4月1日現在)

常勤職員数 4 人 (専任職員なし, 併任職員数 4 人)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10 土木建築局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 道路及び河川，砂防に関する事務
都市計画（他局の主管に属する事務を除く。）その他都市の整備に関する事項
住宅及び建築に関する事務
空港，港湾，漁港その他土木に関する事務

イ 組織体制 17 課

| | |
|----|---|
| 課名 | 土木建築総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾振興課，港湾漁港整備課，都市計画課，都市環境整備課，建築課，住宅課，営繕課 |
|----|---|

ウ 職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 369 人

エ 主な施策（令和元年度）

将来に向けた強靱なインフラの創生
広域的な交流・連携基盤の強化
集客・交流機能の強化とブランド力向上
環境保全と循環型社会の構築
防災・減災対策の充実・強化
自立した生活ができる環境の整備
総合的な交通安全対策の推進
持続可能なまちづくり
既存ストックの機能改善等
社会資本の適正な維持管理

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 委託契約における事務処理について

次の委託契約において，具体的な理由なく随意契約をするとともに，契約内容が仕様書で明確に定められていなかった。適正な事務処理に努められたい。（港湾漁港整備課）

| | |
|-----|------------------------|
| 契約名 | 国際拠点港湾 広島港 臨港道路交通量推計業務 |
| 根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号 |

イ 管理委任物品に係る事務処理について

次の管理委任物品について，指定管理者と締結した基本協定書の備品台帳に記載がなかった。適正な事務処理に努められたい。（空港振興課）

| | |
|-----|--------------------|
| 物 品 | 複写機 1台 |
| 根 拠 | 広島県物品管理規則第 17 条の 2 |

ウ 財産の使用許可について

次の財産について、使用許可の手続は行われているが、使用許可台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。(空港振興課)

| | |
|-----|------------------------|
| 財 産 | 土地 (広島ヘリポート 整圧室移設工事用地) |
| 根 拠 | 広島県公有財産管理規則第61条, 第64条 |

【改善を求める事項】

ア 財産・物品の管理について

使用許可した財産、貸付財産、借受財産、及び貸付や管理委任した物品については、その状況を明らかにするため、台帳を作成し、記載した事項に変更が生じたときは、その都度整理しなければならないが、本年度の指摘事項のほか、昨年度の指摘事項等についても未対応の状況であった。全ての財産について、再度、台帳への記録管理が適正に行われているか再点検する必要がある。(空港振興課)

イ 港湾特別整備事業費特別会計に係る財務書類等の公表について

港湾特別整備事業費特別会計については、昨年度の監査において、経営状況の一層の透明化を図るため、地方公会計の統一的な基準によって、特別会計全体の財務書類を作成し、公表するよう改善を求めたところであるが、未だ公表されるに至っていない。早期に公表できるよう取り組んでいただきたい。(土木建築総務課, 港湾振興課)

ウ 交付金における事務処理について

次の交付金交付事務において、交付要綱を根拠として事務処理が行われているが、交付要綱に定めた交付時期までに交付できていないものがあった。当該交付金の交付目的を踏まえ、必要に応じて交付要綱の見直しを行うことも含めて、事務手続を改善し、交付要綱に基づいた適切な事務処理を行う必要がある。(道路河川管理課)

| | |
|------|-----------------------------|
| 交付金名 | 広島県土木建築公共事業移譲交付金 (平成 31 年度) |
|------|-----------------------------|

(3) 知事の要請による監査の結果

【広島高速道路公社の再発防止策に係る県の取組状況】

広島高速道路公社(以下「公社」という。)は、高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会による調査報告書を踏まえて再発防止策を策定し、それを実行している。公社を指導監督する局の取組状況について、次のとおり確認したが、再発防止に向けて、公社の取組状況の検証を定期的に行うなど、県の外部統制が機能するよう、更なる取組を進めていただきたい。(道路企画課)

ア 公社のガバナンスに対する県の外部統制については、公社の組織風土を抜本的に改革していく必要があることから、企業経営に十分な実績のある者を理事長に任命するとともに、第三者の視点により業務のチェック体制を強化するため公認会計士を監事に任命し、加えて、

公社のコンプライアンスの徹底や監理体制の強化を図るため弁護士を理事として任命することを認可している。

また、理事長と連携を密にするとともに、連絡調整会議幹事会を月1回程度開催するなど、県として事業の進捗状況等を逐次把握するようにしている。

イ 公社の意識改革については、公社の新体制の下、公社の改革に取り組むとともに、局の意識改革にも取り組んでいる。

ウ 公社における入札契約手続等に関する研修の開催状況など、公社の再発防止策の取組状況を確認し、広島市と連携して指導・助言を行っている。

11 収用委員会

(1) 機関の概要

- ア 委員 委員 7 人, 予備委員 2 人
- イ 事務組織の概要
 - (ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務
 - (イ) 組織体制 (令和 2 年 4 月 1 日現在)
専任職員なし (土木建築総務課が事務を執行)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

12 企業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 工業用水道事業に関する事務
水道用水供給事業に関する事務
土地造成事業に関する事務
水道事業の広域連携に関する事務
流域下水道事業に関する事務

- イ 組織体制 4課1担当

| | |
|-------|--|
| 課・担当名 | 企業総務課, 土地整備課, 水道課, 水道広域連携推進担当, 流域下水道課 |
|-------|--|

- ウ 職員数 (令和2年4月1日現在)

公営企業管理者を含む常勤職員の合計 66人(併任職員を除く。)

- エ 主な施策 (令和元年度)

県営水道施設の強靱化対策事業
二期トンネル(海田・呉トンネル)整備事業
広域連携推進事業
本郷地区土地造成事業

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

13 病院事業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務
- イ 組織体制 1 課（県立病院課）
- ウ 職員数（令和2年4月1日現在）
病院事業管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計 13 人
- エ 主な施策（令和元年度）
高度急性期医療の提供等（広島病院）
地域と一体となった医療の提供（安芸津病院）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において、検討要請事項があった。

【検討要請事項】

ア 持続可能な病院事業の運営について

近年の資金収支の悪化から、内部留保資金が逡減していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少などから、医業収益の減益が続き、病院経営を圧迫する状況となっている。さらに、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことから、今後も収支への影響が続くものと推測される。

病院事業が持続的に運営されるためには、老朽化した医療機器や設備等の更新計画及びその財源の確保が非常に重要であることから、設備等の更新計画を踏まえた長期の資金収支見通しに基づき、資金収支の改善に向けた取組を一層進めていただきたい。

イ 安芸津病院の施設の耐震化について

安芸津病院旧棟の耐震化については、本年度に策定予定の第7次病院事業経営計画（以下「次期計画」という。）において、病院のあり方も含めた方向性を示す予定であったが、策定の基本となる総務省の「新公立病院改革ガイドライン」の改定が遅れていることなどから、次期計画の策定時期は未定となっている。

次期計画の策定を先送りする場合であっても、早期に方向性を明確にしていきたい。

14 議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議員 64人(令和2年7月1日現在)

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務
議員の厚生福利に関する事務
議会本会議などの運営の事務処理に関する事務
各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

(イ) 組織体制 4課

| | |
|----|----------------------|
| 課名 | 秘書課, 総務課, 議事課, 政策調査課 |
|----|----------------------|

(ウ) 職員数(令和2年4月1日現在)

常勤職員数 40人(併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

15 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7部 34課 1室 6隊 1所

| 部名 | 課名等 |
|-------|--|
| 総務部 | 総務課, 広報課, 会計課, 施設課, 装備課, 情報管理課 |
| 警務部 | 警務課, 人材育成課, 警察安全相談課, 厚生課, 監察官室, 留置管理課 |
| 生活安全部 | 生活安全総務課, 人身安全対策課, 少年対策課, 生活環境課, サイバー犯罪対策課 |
| 地域部 | 地域課, 通信指令課, 自動車警ら隊, 鉄道警察隊 |
| 刑事部 | 刑事総務課, 捜査第一課, 捜査第二課, 捜査第三課, 組織犯罪対策課, 捜査第四課, 薬物銃器対策課, 鑑識課, 機動捜査隊, 科学捜査研究所 |
| 交通部 | 交通企画課, 交通規制課, 交通指導課, 運転免許課, 交通機動隊, 高速道路交通警察隊 |
| 警備部 | 公安課, 警備課, 危機管理課, 外事課, 機動隊 |

ウ 職員数 (令和2年4月1日現在)

常勤職員及び会計年度任用職員の合計 1,909人

エ 主な施策 (令和2年)

総合的な犯罪抑止対策の推進と検挙力の強化
子供・女性を守る取組と少年非行防止対策の推進
住民の安心感を高める地域警察活動の推進
組織犯罪対策の推進
交通事故抑止総合対策の推進
災害、テロ等緊急事態対策の推進
サイバー空間の安全の確保
県民の期待と信頼に応える治安基盤の確立

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

工事請負契約における事務処理について

平成29年度に実施した警察署の監査において、「路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）」に定める基準を満たしていない工事があり、適正な事務処理を行うよう指摘を行ったが、一部については、未対応の状況であった。各警察署に対し、基準に適合した工事が行われるよう指導を徹底するなど、警察本部として工事の品質確保に向けた組織的な取組を行う必要がある。(交通規制課)

16 監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 監査委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務
決算審査等, 例月出納検査, 住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 職員数 (令和2年4月1日現在)

常勤職員数 17人 (併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて, 概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり, 重要な点において指摘事項等はなかった。

17 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 3人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 人事行政に関する調査に関する事務
給与、勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告

職員の競争試験及び選考に関する事務

職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務

(イ) 組織体制 2課

| 課名 | 合同総務課，公務員課 |
|----|------------|
|----|------------|

(ウ) 職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員数 21人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

18 労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん，調停及び仲裁に関する事務
労働組合の資格審査に関する事務
不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員数 12 人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

19 消防学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 市町の消防職員及び消防団員の教育訓練
消防に関する学術技能及びその運用法の調査研究
- ・ 所在地 広島市安佐北区倉掛二丁目 33 番 2 号
- ・ 職員数 14 人（令和 2 年 4 月 1 日現在の常勤職員数）
- ・ 教育訓練実績（令和元年度）

| 教育種別 | | 修了者数 |
|------|------|-------|
| 消防職員 | 初任教育 | 138 人 |
| | 専科教育 | 214 人 |
| | 幹部教育 | 28 人 |
| | 特別教育 | 80 人 |
| | (小計) | 460 人 |
| 消防団員 | 専科教育 | 21 人 |
| | 幹部教育 | 92 人 |
| | 特別教育 | 414 人 |
| | (小計) | 527 人 |
| 合 計 | | 987 人 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において改善を求める事項があった。

【改善を求める事項】

文書管理システムの適正な使用について

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらないものが多数あった。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の一般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。

20 県立文書館

(1) 機関の概要

ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集、整理及び保存に関する事務
文書等の利用に関する事務
文書等の調査及び研究に関する事務
文書等についての専門的な知識の普及啓発等

イ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号

ウ 職員数（令和2年4月1日現在）

常勤職員数 5人

会計年度任用職員数 7人

エ 主な事業実績（令和元年度）

- 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理（令和2年4月1日現在）
行政文書約6万3千冊，行政資料約11万冊，古文書約28万8千点
マイクロフィルム約236万コマ，複製資料約4万冊，図書約2万4千冊
- 利用状況（令和元年度）

| 来館者数 | 文書出納 | 複写枚数 |
|--------|--------|--------|
| 5,328人 | 8,369冊 | 8,053枚 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

21 県立総合技術研究所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 産業技術（工業，農業，畜産業，水産業及び林業）並びに保健及び環境に関する試験研究の企画及び管理
- イ 所在地 広島市中区紙屋町一丁目1番20号 いよぎん広島ビル6階
- ウ 組織体制 1部（企画部）
- エ 職員数（令和2年4月1日現在）
常勤職員数 11人
会計年度任用職員 1人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

22 県立総合技術研究所 食品工業技術センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 食品工業技術に関する試験研究及びその成果の技術移転，食品工業技術に関する指導・研修・情報提供，設備の利用提供，試験・検査・分析・鑑定等
- ・所在地 広島市南区比治山本町 12 番 70 号
- ・組織体制 3 部 1 担当〔総務担当，技術支援部，生物利用研究部，食品加工研究部〕
- ・職員数 29 人（令和 2 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 廃における支出について

廃においては，翌年度の 4 月 30 日までに支出を行う必要があるが，その日を過ぎて工事請負費の支出を行っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|----|--------------|
| 根拠 | 広島県会計規則第 5 条 |
|----|--------------|

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において，感知器の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|--|
| 契約名 | 広島県立総合技術研究所食品工業技術センター消防用設備等保守点検業務（令和元年度～令和 3 年度） |
|-----|--|

23 東部こども家庭センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 児童福祉法による市町に対する技術的な援助及び助言に関すること
児童に関する相談に関すること
知的障害者に対する専門的な知識及び技術を要する相談及び指導に関すること
と
配偶者等からの暴力被害者に関する相談，関係機関との調整，自立支援，医学的又は心理学的な指導等に関すること
児童の一時保護に関すること など
- ・ 所在地 福山市瀬戸町山北 291-1
- ・ 組織体制 4 課（総務課，相談援助第一課，相談援助第二課，一時保護課）
- ・ 職員数 45 人（令和 2 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
※休職者なし。
- ・ 主な事業実績（平成 30 年度）

ア 相談種別受付件数 (単位：件)

| 心身障害 | 養護 | 育成 | 非行 | 保健 | その他 | 計 |
|------|-------|----|-----|----|-----|-------|
| 804 | 1,545 | 79 | 130 | 0 | 23 | 2,581 |

イ 児童虐待相談処理件数 (単位：件)

| 身体的虐待 | ネグレクト | 性的虐待 | 心理的虐待 | 計 |
|-------|-------|------|-------|-------|
| 393 | 322 | 14 | 558 | 1,287 |

ウ 一時保護状況

| 実人員 | 延人員 |
|-------|---------|
| 249 人 | 3,591 人 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において，消火器の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|--|
| 契約名 | 広島県東部こども家庭センター消防用設備等保守点検業務（平成 31 年度～令和 3 年度） |
|-----|--|

24 県立広島学園

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 児童福祉法第 44 条に規定する児童自立支援施設（不良行為をなし，又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ，又は保護者の下から通わせて，個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い，その自立を支援し，あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設）
- ・ 所在地 東広島市八本松町原 10844 番地
- ・ 組織体制 2 課（総務課，自立支援課）
- ・ 職員数（令和 2 年 4 月 1 日現在）
 - 常勤職員数 25 人
 - 会計年度任用職員数 8 人（夜間指導員 34 名を除く。）
- ・ 児童の状況（令和 2 年 8 月 1 日現在） （単位：人）

| 区 分 | 小学生 | | | 中学生 | | | 中 卒 生 | 計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| | 4 年 生 | 5 年 生 | 6 年 生 | 1 年 生 | 2 年 生 | 3 年 生 | | |
| 男 子 | 1 (0) | 2 (0) | 0 (0) | 4 (0) | 3 (0) | 3 (0) | 0 (0) | 13 (0) |
| 女 子 | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 2 (0) | 0 (0) | 1 (0) | 5 (0) |
| 計 | 1 (0) | 2 (0) | 1 (0) | 5 (0) | 5 (0) | 3 (0) | 1 (0) | 18 (0) |

（注）（ ）内は措置停止数で内数

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において，消火器，感知器及び音響装置の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 契 約 名 | 平成 30 年度～令和 2 年度 広島県立広島学園消防用設備等保守点検業務 |
|-------|---------------------------------------|

25 県立総合精神保健福祉センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及，調査研究
精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談，指導（複雑又は困難なもの）
及びこれに付随する診療
回復途上にある精神障害者に対する生活指導，作業指導及びこれに付随する診療
- ・ 所在地 安芸郡坂町北新地二丁目3番77号
- ・ 組織体制 3課（総務企画課，地域支援課，生活支援課）
- ・ 職員数 23人（令和2年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）
- ・ 主な事業実績（令和元年度）

ア 技術指導・技術援助

| 実施回数 | 参加延人員 |
|------|--------|
| 112回 | 1,765人 |

イ 相談指導（延人員）

| 個別相談 | 電話相談 | 集団指導 |
|--------|--------|------|
| 3,747人 | 1,647件 | 949人 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

現金出納簿の備付について

常時の資金前渡により現金を管理しているが，令和2年度の現金出納簿を備えていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|----|----------------|
| 根拠 | 広島県会計規則第82条第1項 |
|----|----------------|

26 県立身体障害者更生相談所

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 身体障害者に関する専門的な相談及び指導
補装具・自立支援医療（更生医療）の給付等の医学的判定
障害者支援施設への入所調整等
- ・ 所在地 東広島市西条町田口 295 番 3 号
- ・ 職員数（令和 2 年 4 月 1 日現在）
常勤職員及び再任用職員数 8 人
ろうあ者専門相談員 1 人
障害者支援事務従事員 1 人
- ・ 主な事業実績（平成 30 年度）

ア 相談実施件数

| 更生医療 | 補装具 | 手帳 | 職業 | 施設 | 生活 | その他 | 計 |
|-------|-------|----|----|----|----|-----|-------|
| 1,606 | 1,829 | 9 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3,445 |

イ 判定実施件数

| 手帳交付 要否診断 | 医学的判定 | | 心理 | 職能 | その他 | 計 |
|--------------|-------|-------|----|----|-----|-------|
| | 更生医療 | 補装具 | | | | |
| 6 | 1,007 | 1,091 | 0 | 0 | 0 | 2,104 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

27 県立埋蔵文化財センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務
- イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目8番49号
- ウ 職員数（令和2年4月1日現在）
 - 常勤職員数 7人（専任職員なし，兼務職員7人）
- エ 主な事業実績（令和元年度）
 - 出土遺物の保存処理 203点，出土遺物等の貸出
 - 市町職員の発掘調査技術研修2課程
 - 出土遺物，写真資料，図書資料の整理・保存

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

28 県立広島皆実高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市南区出汐二丁目4番76号
- ・教職員数 (令和2年5月1日現在)
 - 本務者数 81人
 - 非常勤講師・再任用短時間勤務職員数 18人
- ・生徒の状況

| 課 程 | | 全 日 制 | | | | | | | | | | | |
|------------------|-------|---------------|------|------|------|---------------|-------|------|------|--------------|-------|-------|-------|
| | | 普通科 | | | | 衛生看護科 | | | | 体育科 | | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 3 | 計 | 1 | 2 | 3 | 計 | 1 | 2 | 3 | 計 |
| 総定員 | (人) | 240 | 240 | 240 | 720 | 40 | 40 | 40 | 120 | 40 | 40 | 40 | 120 |
| 生徒数 | (人) | 242 | 238 | 230 | 710 | 40 | 40 | 39 | 119 | 40 | 40 | 40 | 120 |
| 充足率 | (%) | 100.8 | 99.2 | 95.8 | 98.6 | 100.0 | 100.0 | 97.5 | 99.2 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 退学者 | (人) | 3 (1) | | | | 0 (0) | | | | 0 (0) | | | |
| 休学者 | (人) | 1 | | | | 1 | | | | 0 | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 197 人 (87.6%) | | | | 40 人 (100.0%) | | | | 37 人 (94.9%) | | | |
| | 専修・各種 | 17 人 (7.6%) | | | | 0 人 (0.0%) | | | | 0 人 (0.0%) | | | |
| | 就 職 | 5 人 (2.2%) | | | | 0 人 (0.0%) | | | | 0 人 (0.0%) | | | |
| | その他 | 6 人 (2.7%) | | | | 0 人 (0.0%) | | | | 2 人 (5.1%) | | | |

| 課 程 | | 全 日 制 | | | |
|------------------|-------|---------------|------|------|------|
| | | 合 計 | | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 3 | 計 |
| 総定員 | (人) | 320 | 320 | 320 | 960 |
| 生徒数 | (人) | 322 | 318 | 309 | 949 |
| 充足率 | (%) | 100.6 | 99.4 | 96.6 | 98.9 |
| 退学者 | (人) | 3 (1) | | | |
| 休学者 | (人) | 2 | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 274 人 (90.1%) | | | |
| | 専修・各種 | 17 人 (5.6%) | | | |
| | 就 職 | 5 人 (1.6%) | | | |
| | その他 | 8 人 (2.6%) | | | |

| 課 程 | | 専 攻 科 | | |
|------------------|-------|--------------|------|------|
| | | 衛生看護科 | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 計 |
| 総定員 | (人) | 40 | 40 | 80 |
| 生徒数 | (人) | 41 | 35 | 76 |
| 充足率 | (%) | 102.5 | 87.5 | 95.0 |
| 退学者 | (人) | 2 (2) | | |
| 休学者 | (人) | 3 | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 2 人 (4.9%) | | |
| | 専修・各種 | 0 人 (0.0%) | | |
| | 就 職 | 39 人 (95.1%) | | |
| | その他 | 0 人 (0.0%) | | |

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和2年5月1日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、令和元年度(令和2年3月末現在)である。
- ・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

| 使用許可財産 | 使用許可内容 | 徴収すべき期限 | 納付書に記載された納付期限 | 使用料(年額) |
|--------|----------------|-----------|---------------|---------|
| 土地 | 電柱4本・支線2条 | 令和2年4月30日 | 令和2年5月25日 | 9,000円 |
| 根拠 | 広島県会計規則第11条第3項 | | | |

イ 学校諸費会計等の取扱事務について

次の学校諸費会計において、現金を管理する場合に、現金出納簿が整備されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|-------------------|
| 会計名 | 1学年会計(令和2年度) |
| 根拠 | 学校諸費会計等取扱要綱第4条第1項 |

29 県立三次高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 三次市南畑敷町 155 番地
- ・教職員数 (令和 2 年 5 月 1 日現在)
 - 全日制 本務者数 47 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 10 人
 - 定時制 本務者数 11 人
非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 6 人

・生徒の状況

| 課 程 | 全日制 | | | | 定時制 | | | | |
|------------------|---------|---------------|------|------|-------------|------|------|-----|------|
| | 普通科 | | | | 普通科 | | | | |
| 学科・学年等 | 1 | 2 | 3 | 計 | 1 | 2 | 3 | 4 | 計 |
| 総定員 (人) | 200 | 200 | 200 | 600 | 40 | 40 | 40 | 40 | 160 |
| 生徒数 (人) | 167 | 163 | 188 | 518 | 8 | 8 | 10 | 3 | 29 |
| 充足率 (%) | 83.5 | 81.5 | 94.0 | 86.3 | 20.0 | 20.0 | 25.0 | 7.5 | 18.1 |
| 退学者 (人) | 0 (0) 人 | | | | 1 (1) 人 | | | | |
| 休学者 (人) | 0 人 | | | | 3 人 | | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 144 人 (74.6%) | | | 0 人 (0.0%) | | | | |
| | 専修・各種 | 35 人 (18.1%) | | | 1 人 (14.3%) | | | | |
| | 就 職 | 7 人 (3.6%) | | | 5 人 (71.4%) | | | | |
| | その他 | 7 人 (3.6%) | | | 1 人 (14.3%) | | | | |

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和 2 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和元年度 (令和 2 年 3 月末現在) である。

・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

30 県立三次中学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく中学校教育の実施
- ・所在地 三次市南畑敷町 155 番地
- ・教職員数 (令和 2 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 11 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 1 人
- ・生徒の状況

| 学年 | | 1 | 2 | 3 | 計 |
|------------------|-----|-----------|-------|---|-------|
| 総定員 (人) | | 80 | 80 | 0 | 160 |
| 生徒数 (人) | | 80 | 80 | 0 | 160 |
| 充足率 (%) | | 100.0 | 100.0 | 0 | 100.0 |
| 進 学 就 職 | 進 学 | 0 人 (0%) | | | |
| | 就 職 | 0 人 (0%) | | | |
| | その他 | 0 人 (0%) | | | |

(注)・「学年」の生徒数等は、令和 2 年 5 月 1 日現在である。

・「進学就職」の状況は、令和元年度 (令和 2 年 3 月末現在) である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

31 県立安芸高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市東区上温品四丁目 65 番 1 号
- ・教職員数 (令和 2 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 34 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 9 人
- ・生徒の状況

| 課程 | | 全日制 | | | |
|------------------|-------|--------|------|---------|------|
| | | 総合学科 | | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 3 | 計 |
| 総定員 | (人) | 120 | 120 | 120 | 360 |
| 生徒数 | (人) | 91 | 95 | 99 | 285 |
| 充足率 | (%) | 75.8 | 79.2 | 82.5 | 79.2 |
| 退学者 | (人) | 11 (0) | | | |
| 休学者 | (人) | 0 | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 33 人 | | (30.6%) | |
| | 専修・各種 | 45 人 | | (41.7%) | |
| | 就職 | 24 人 | | (22.2%) | |
| | その他 | 6 人 | | (5.6%) | |

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 2 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」の状況は、令和元年度（令和 2 年 3 月末現在）である。
- ・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

32 県立広島井口高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 広島市西区井口明神二丁目 11 番 1 号
- ・教職員数 (令和 2 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 58 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 14 人
- ・生徒の状況

| 課 程 | | 全 日 制 | | | |
|------------------|-------|---------------|-------|------|-------|
| | | 普通科 | | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 3 | 計 |
| 総定員 | (人) | 280 | 280 | 320 | 880 |
| 生徒数 | (人) | 282 | 282 | 319 | 883 |
| 充足率 | (%) | 100.7 | 100.7 | 99.7 | 100.3 |
| 退学者 | (人) | 0 (0) | | | |
| 休学者 | (人) | 0 | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 267 人 (85.6%) | | | |
| | 専修・各種 | 15 人 (4.8%) | | | |
| | 就 職 | 1 人 (2.3%) | | | |
| | その他 | 29 人 (9.3%) | | | |

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 2 年 5 月 1 日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和元年度（令和 2 年 3 月末現在）である。

・「退学者」の（ ）内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、広島井口高等学校の感知器の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|--------------------------------|
| 契約名 | 広島県立広島観音高等学校外 3 校 消防用設備等保守点検業務 |
|-----|--------------------------------|

33 県立大崎海星高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 豊田郡大崎上島町中野 3989-1
- ・教職員数 (令和2年5月1日現在)
 - 本務者数 16人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 9人
- ・生徒の状況

| 課 程 | | 全 日 制 | | | |
|------------------|-------|-------------|------|------|------|
| | | 普通科 | | | |
| 学科・学年等 | | 1 | 2 | 3 | 計 |
| 総定員 (人) | | 40 | 40 | 40 | 120 |
| 生徒数 (人) | | 25 | 36 | 30 | 91 |
| 充足率 (%) | | 62.5 | 90.0 | 75.0 | 75.8 |
| 退学者 (人) | | 3 (0) | | | |
| 休学者 (人) | | 0 | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 10人 (31.3%) | | | |
| | 専修・各種 | 9人 (28.1%) | | | |
| | 就 職 | 12人 (37.5%) | | | |
| | その他 | 1人 (3.1%) | | | |

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和2年5月1日現在である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和元年度(令和2年3月末現在)である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 消防用設備等の点検結果の報告について

消防用設備等について、消防法に基づく必要な点検は実施していたが、その結果を消防署長に報告していなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|-------------|
| 根 拠 | 消防法第17条の3の3 |
|-----|-------------|

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、大崎海星高等学校の感知器の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|--|
| 契約名 | 竹原高校・忠海高校・大崎海星高校 消防用設備等保守点検業務（平成30～32年度） |
|-----|--|

34 県立広島高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 東広島市高屋町中島 31 番地 7
- ・教職員数 (令和 2 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 56 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 21 人
- ・生徒の状況

| 課 程 | | 全 日 制 | | | |
|------------------|-------|---------------|-------|------|-------|
| 学科・学年等 | | 普通科 | | | |
| | | 1 | 2 | 3 | 計 |
| 総定員 (人) | | 240 | 240 | 240 | 720 |
| 生徒数 (人) | | 242 | 244 | 235 | 721 |
| 充足率 (%) | | 100.8 | 101.7 | 97.9 | 100.1 |
| 退学者 (人) | | 3 (0) | | | |
| 休学者 (人) | | 2 | | | |
| 進 学 就 職 | 大学・短大 | 204 人 (87.2%) | | | |
| | 専修・各種 | 21 人 (9.0%) | | | |
| | 就 職 | 2 人 (0.9%) | | | |
| | その他 | 7 人 (3.0%) | | | |

(注)・「学科・学年」の生徒数等は、令和 2 年 5 月 1 日現在である。

- ・「退学者」、「休学者」、「進学就職」の状況は、令和元年度 (令和 2 年 3 月末現在) である。
- ・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、契約の履行に関する保証を付さしていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|--|
| 契約名 | 広島県立広島中学校・高等学校放送室設備改修工事 (令和元年度) |
| 根 拠 | 建設工事執行規則第 10 条第 1 項 建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領 第 3 |

35 県立広島中学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく中学校教育の実施
- ・所在地 東広島市高屋町中島 31 番地 7
- ・教職員数 (令和 2 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 31 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 5 人
- ・生徒の状況

| 学年 | | 1 | 2 | 3 | 計 |
|------------------|-----|----------------|------|------|------|
| 総定員 (人) | | 160 | 160 | 160 | 480 |
| 生徒数 (人) | | 159 | 157 | 158 | 474 |
| 充足率 (%) | | 99.4 | 98.1 | 98.8 | 98.8 |
| 進 学 就 職 | 進 学 | 160 人 (100.0%) | | | |
| | 就 職 | 0 人 (0%) | | | |
| | その他 | 0 人 (0%) | | | |

(注)・「学年」の生徒数等は、令和 2 年 5 月 1 日現在である。

・「進学就職」の状況は、令和元年度 (令和 2 年 3 月末現在) である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

36 県立広島南特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 聴覚障害のある幼児・児童・生徒に対する教育の実施
- ・ 所在地 広島市中区吉島東二丁目 10 番 33 号
- ・ 教職員数 72 人（4 人）

〔令和 2 年 5 月 1 日現在で本務者数，（ ）内は非常勤講師，再任用短時間勤務職員の合計である。〕

- ・ 生徒の状況

| 本校 | 部・学年等 | 幼稚部 | | | | 小学部 | | | | | | 中学部 | | | | 高等部 | | | | |
|-------|-------|-----|-----|-----|----|-----|---|---|---|---|---|-------------|---|---|---|------------|----|---|---|----|
| | | 3 歳 | 4 歳 | 5 歳 | 計 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 計 | 1 | 2 | 3 | 計 | 1 | 2 | 3 | 計 |
| | 男子（人） | 3 | 2 | 2 | 7 | 1 | 6 | 2 | 0 | 3 | 1 | 13 | 5 | 2 | 3 | 10 | 4 | 4 | 1 | 9 |
| | 女子（人） | 0 | 1 | 2 | 3 | 4 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 9 | 1 | 1 | 3 | 5 | 8 | 2 | 7 | 17 |
| | 合計（人） | 3 | 3 | 4 | 10 | 5 | 7 | 4 | 0 | 4 | 2 | 22 | 6 | 3 | 6 | 15 | 12 | 6 | 8 | 26 |
| 卒業（人） | | — | | | | | | | | | | 9 人 | | | | 7 人 | | | | |
| 進学就職 | 進学 | — | | | | — | | | | | | 9 人（100.0%） | | | | 1 人（14.3%） | | | | |
| | 就職 | — | | | | — | | | | | | 0 人（0.0%） | | | | 4 人（57.1%） | | | | |
| | その他 | — | | | | — | | | | | | 0 人（0.0%） | | | | 2 人（28.6%） | | | | |

注 「部・学年」の生徒数等は，令和 2 年 5 月 1 日現在である。

「卒業者」，「進学就職」の状況は，令和元年度（令和 2 年 3 月末現在）である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 廃における支出について

廃においては，翌年度の 4 月 30 日までに支出を行う必要があるが，その日を過ぎて工事請負費の支出を行っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|--------------|
| 根 拠 | 広島県会計規則第 5 条 |
|-----|--------------|

イ 物品の購入について

次の消耗品を購入する経費について，需用費ではなく備品購入費の節で支出していた。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|-----|----------------------|
| 物 品 | プロジェクター 2 台 |
| 根 拠 | 地方自治法施行規則第 15 条第 2 項 |

37 県立広島西特別支援学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 独立行政法人国立病院機構広島西医療センターに入院している（入院する見込みの者を含む。）児童・生徒に対する教育の実施
- ・所在地 大竹市玖波四丁目6番10号
- ・教職員数（令和2年5月1日現在）
 - 本務者数 28人
 - 会計年度任用職員数・再任用短時間勤務職員数 2人
- ・生徒の状況

| 部・学年等 | 小学部 | | | | | | | 中学部 | | | | 高等部 | | | | |
|----------|-----|---|---|---|---|---|---|-----|-------------|---|---|-----|-------------|---|----|--|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 計 | 1 | 2 | 3 | 計 | 1 | 2 | 3 | 計 | |
| 男子(人) | 1 | | | | | | 1 | 1 | 2 | | 3 | | 4 | 1 | 9 | |
| 女子(人) | | | | | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | | | 7 | |
| 合計(人) | 1 | | | | 1 | | 2 | 2 | 3 | 1 | 6 | 3 | 4 | 1 | 16 | |
| 卒業(人) | — | | | | | | | 1人 | | | | 1人 | | | | |
| 就進 職学 | 進学 | — | | | | | | | 1人 (100.0%) | | | | 0人 (0.0%) | | | |
| | 就職 | — | | | | | | | 0人 (0.0%) | | | | 0人 (0.0%) | | | |
| | その他 | — | | | | | | | 0人 (0.0%) | | | | 1人 (100.0%) | | | |

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和2年5月1日現在である。

・「卒業者」、「進学就職」の状況は、令和元年度（令和2年3月末現在）である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

38 警察学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務
- イ 所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号
- ウ 組織体制 6課（庶務課，会計課，教務課，体練課，学生課，現任課）
- エ 職員数（令和2年4月1日現在）
常勤職員及び会計年度任用職員の合計 168人
- オ 主な事業実績（令和元年度）

・教養実施状況

| 区 分 | | | 教養期間 | | | 入校状況 | |
|-------|---------|-----|---------|------|------|------|-------|
| | | | 学校教養 | 職場実習 | 実戦実習 | 回数 | 人員 |
| 採用時教養 | 初任科 | 大学卒 | 6か月 | 4か月 | — | 2 | 85 |
| | | その他 | 10か月 | 4か月 | — | 2 | 39 |
| | 初任補修科 | 大学卒 | 2か月 | — | 3か月 | 2 | 75 |
| | | その他 | 3か月 | — | 4か月 | 2 | 36 |
| | 一般職員初任科 | | 14日間 | | | 2 | 21 |
| 小 計 | | | — | | | 10 | 256 |
| 任用時教養 | 警部補任用科 | | 12日間 | | | 1 | 19 |
| | 巡査部長任用科 | | 12日間 | | | 1 | 18 |
| | 部門別任用科 | | 12～26日間 | | | 5 | 120 |
| 各種専科 | | | 4～18日間 | | | 54 | 802 |
| 小 計 | | | — | | | 61 | 959 |
| 合 計 | | | — | | | 71 | 1,215 |

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

39 尾道警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 尾道市新浜1丁目7番34号
- ・所管区域 尾道市（一部区域を除く。）
- ・管内面積 279.1 km²
- ・管内人口 132,857人（令和2年1月31日現在）
- ・組織体制 7課（警務課，会計課，生活安全刑事課，刑事課，交通課，地域課，警備課）
- ・職員数（令和2年4月1日現在）
 - 常勤職員数 166人
 - 会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 8人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 行政財産の使用料について

行政財産の使用許可に伴う使用料について、徴収すべき使用料の額を誤っているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|------|-----------------------|
| 財産名称 | 尾道警察署若潮寮（設置線等の埋設：12m） |
| 根拠 | 行政財産の使用料に関する条例 別表第二 |

イ 行政財産の使用許可に係る事務処理について

次の行政財産の使用許可について、財産サブシステムによらずに、使用許可調書及び許可書を作成していた。また、使用許可台帳の作成が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

| | |
|------|---|
| 財産名称 | 尾道警察署若潮寮（設置線等の埋設：12m，電柱等の設置：2本） 尾道警察署栗原東県警待機宿舍 59.60号館（電柱等の設置：2本） 尾道警察署栗原東県警待機宿舍 59.60号館（電柱等の設置：4本） 尾道警察署三軒家町宿舍（電柱等の設置：2本） |
| 根拠 | 広島県公有財産管理規則第61条，第69条 財産管理事務処理要綱第3条 |

【改善を求める事項】

工事請負契約における事務処理について

平成29年度に実施した因島警察署（平成30年4月に尾道警察署と統合）の監査において、路側式道路標識工事仕様書（広島県警察本部）に定める基準を満たしていない工事があり、適正な事務処理を行うよう指摘を行ったが、未対応の状況であったことから、工事の品質が確保される

ように、警察本部とも連携して取り組む必要がある。